

綾瀬市教育委員会会議録

令和5年4月定例会

令和5年4月27日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅	君	
教	育	長	職務代理者	田中	恵吾	君
委		員	平出	恵子	君	
委		員	亀ヶ谷	由美子	君	
委		員	齊藤	隆訓	君	

事務局職員

教	育	部	長	長谷川	裕司	君						
教	育	総	務	課	長	佐藤	三浩	君				
参	事	兼	学	校	教	育	課	長	堺	千津子	君	
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	比留川	晋一	君
教	育	指	導	課	長	渡邊	倫康	君				
参	事	兼	教	育	研	究	所	長	生駒	美穂	君	

書記

教育総務課総務担当総括副主幹	奥田	塁斗
教育総務課総務担当主事	野尻	裕一

令和5年綾瀬市教育委員会会議4月定例会議事日程

令和5年4月27日（木）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第10号議案	綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱について
日程第3	第11号議案	綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

報告

日程第4	第4号報告	教育委員会事務局職員の人事異動について
日程第5	第5号報告	県費負担教職員の人事異動について
日程第6	第6号報告	綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について
日程第7	第7号報告	産業医の委嘱の報告について

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はありませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議4月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、田中職務代理者を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第10号議案 綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第10号議案 綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱について」、ご説明いたします。

令和5年4月定例会議案書の1ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職の承認及び委嘱を行いたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものであります。

心身障害児童・生徒就学指導委員会は、障がいのある子どもたちを、学校への適応状態や障がいの状態などに基づいて判定し、最も適切な教育の場に就学するよう教育委員会に答申をする教育委員会の附属機関でございます。

委員の数は16人以内とし、任期は2年としております。

委員の選出につきましては、「綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会規則」に基づき、医師、児童相談所職員、特別支援学級設置校の校長、特別支援学級の学級担任等の選出区分ごとに、関係機関から委員の推薦をいただいております。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

現在の委員の任期につきましては、令和6年4月30日までの2年間となっておりますが、教員の異動等に伴い4名の委員から辞職願が提出されましたので、辞職を承認し、新たに4名の委員を委嘱することについてお諮りするものでございます。

新委員の氏名等につきましては、2の委嘱の表に記載のとおりでございます。

任期につきましては、前任の残任期間の令和5年5月1日から令和6年4月30日までの1年間でございます。

また、令和5年4月定例会議案資料の1ページに、委員全体の名簿を掲載してございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第10号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

議案資料の1ページの14番の方について、福祉施設管理者とございますが、どこのどのような施設の方でしょうか。

また、任期について、5期8年と書いてありますが、8年だと4期ではないでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

はい、回答させていただきます。

福祉施設につきましては、社会福祉法人唐池学園が運営しております放課後デイサービス、虹色の職員でございます。

また、5期8年という記載につきましては、平成27年5月1日から務めていただいておりますので、そうすると、数えていただくと8年となっておりますが、任期の数え方が2年刻みになっておりまして、平成27年から1年間が1期目の任期となっております。そこから数えると、1期目、2期目、3期目、4期目ということで、今回5期目に入りますので5期8年という記載をさせていただきます。

○委員（平出恵子君）

はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他にございますか。

(質疑等の有無確認)

○教育長 (袴田毅君)

質疑・討論なしと認めます。

これより、第10号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長 (袴田毅君)

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長 (袴田毅君)

「日程第3 第11号議案 綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長 (長谷川裕司君)

それでは、「第11号議案 綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、任期満了に伴い、新たに委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものであります。

いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための実効性のある施策の調査・研究のほか、重大事態への対処等に係る事実関係を調査し、その結果を審議し答申する、教育委員会の附属機関でございます。

委嘱をいたします6名の委員の構成につきましては、綾瀬市いじめ防止等対策委員会規則に規定する、小・中学校校長会の代表、精神科医、弁護士、臨床心理士等、選出区分に基づき、委嘱するものでございます。

委員の数は10人以内で、任期は2年としております。

綾瀬小学校校長で、小中学校校長会・教頭会連合会会長の豊田政治氏を小・中学校校長会の代表として新たに委嘱し、その他の委員につきましては、再任するものでございます。

任期は、令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2年間でございます。

また、議案資料の2ページに、これまでの委員名簿を掲載してございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第11号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

いじめ防止等対策委員会についてですが、昨年度は教育行政視察や文科省の分科会などで不登校やいじめの問題に深く関わりました。今回は資料を見て調べたのですが、令和3年度における全国の小中高のいじめの認知数というのが、61万件あるということで、そのうち、年度末までに解消されたのが50万件で、80.1%が解消されたという結果が出ていまして、それは早期発見や早期対応ができたということなのではないかということが書かれていたのですが、ここにある綾瀬市の表を見まして、お聞きしたいことが三つあります。

まず、いじめ防止等対策委員会の開催は年に何回あるのかということと、二つ目は、例えば重大事態が発生した場合、その件についての委員の招集は大体何日ぐらいを予定されているのかということ。最後に、スクールロイヤーを配置する自治体が近年増えている中で、綾瀬市では今後そのような予定・計画があるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

はい、回答させていただきます。

まず、いじめ対策検討委員会の年間の開催回数というご質問につきましては、例年、年2回の開催をしております。本年度に関しましては7月と2月の開催を予定しております。

続きまして重大事態が発生した後の委員の招集についてのご質問がございましたが、特に何日以内という規定はございませんが、事態発生の後速やかに招集をする形になっております。

ちなみに、その事態が発生するということですが、重大事態につきましては、ご存じのとおり、生命・心身・財産に係る重大事態と、不登校に係る重大事態というものがございますが、不登校に係る部分の発生はわかりにくくて、欠席が概ね30日を超える場合、あとは、その疑いがある場合を発生といたしまして、そこから速やかに招集するという形になっております。

また、最後のご質問にございましたスクールロイヤーの配置予定ということに関しましては、現在のところ具体的な計画はございません。現状といたしましては、法的な相談に関しては県教育委員会のほうにスクールロイヤーが昨年度から設置されておまして、そちらに相談をすることができるようになっております。

市文書法務課にも弁護士がおりまして、そちらに相談ということも考えられるかと思えます。

また、県の管理職組合に、スクールロイヤーが配置されておりまして、こういったところにも、相談することができるとなっております。

ただし、近年、近隣でもスクールロイヤーの設置に動かれている市町村もあると聞いておりますので、引き続き情報収集をいたしまして、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

他に、ございますか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

定数は10人と先ほど説明がありましたが、現在6人ということで例えば小学校の先生を増やすとか、増員をする見込みはあるのでしょうか。6人が今は最適ということでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

人数の増員については現在の段階では予定しておりません。これにつきましては、選出させていただいている委員の皆様が非常に長く、また、皆さまが大変学校関係に見識のある方で構成されておりますので、こういった方のご意見をお伺いして進めているところでございます。

また、事務局といたしましても、教育指導課の指導主事や私、教育指導課長もこの会議に参加させていただいておりますので、そういったところで進めているところでございます。

以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、よろしいでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第11号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第4号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」、「日程第5 第5号報告 県費負担教職員の人事異動について」、以上の2件は、いずれも人事に関する報告ですので、一括して議題といたします。なお、質疑は個別で行います。

それでは、本2件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第4号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」及び「第5号報告 県費負担教職員の人事異動について」の2件につきまして、一括してご説明いたします。

教職員の人事異動につきましては、2月の教育委員会会議に校長及び教頭の人事を、また、教育委員会事務局職員の人事につきましては、課長相当職以上の人事を3月の教育委員会会議で、それぞれご報告させていただいております。

今回は、教育委員会全ての職員の人事につきまして、ご報告させていただくものでございます。報告書の1ページ及び2ページをご覧ください。

教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。昇任・昇格・配置換え、採用、新採用及び暫定再任用職員について掲載しております。

次に、3ページをご覧ください。

県費負担教職員の人事異動についてでございます。このページから7ページまでが教職員の人事異動でございます。校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、事務及び新採用について掲載しております。

なお、令和5年4月定例会報告資料の1ページから5ページまで、教育委員会事務局と教職員の配置表を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、「第4号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」、質疑等がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

続きまして、「第5号報告 県費負担教職員の人事異動について」、質疑等がございましたらお願いいたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

例年お伺いしていることですが、小・中学校の教職員の平均年齢がもしわかっているようでしたら教えていただきたいです。

それと合わせてもう一つは、免許更新制が廃止になりましたよね。それを活用した採用者が綾瀬やこの近辺でいらっしゃるのであれば、教えていただきたい。その2点お願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

令和5年度に配置しました教職員の平均年齢についてのお尋ねでございますが、小学校が39.3歳、中学校が38.2歳、両方で38.94歳となっております。

2点目の免許更新制廃止に伴う採用については、綾瀬ではそういったことはございませんでした。県央管内では、耳にしておりませんので、ちょっとわからないのですが、以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

去年は平均が40代ぐらいだったと思うので、年々若くなってきていると思っていますので、新採用の方とか、それから免許更新制が廃止になって新たに入ってくるような人、綾瀬にはまだいないようですが、そういう方へのフォローアップ研修・指導もよろしく願いいたします。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

4ページの土棚小学校の上の部分に、総マと書いてあるのですがこれは何かという点と、北の台中学校にも夜間1と書いてあり、そのところもご説明いただけますでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

総マと書いてある加配についてのお尋ねでございますが、総括教諭のマネジメント機能の強化というタイトルの加配でございます。総括教諭の担当授業時数を軽減し、その機能が発揮されるよう、教員を加配するものでございます。特にこの土棚小学校はですね、総括教諭4名のうち半

分が入れ替わったということで、こちらの加配となりました。

続きまして、北の台中学校の夜間1のところでございますが、相模原市立大野南中学校のほうに夜間学級が出ています。こちらのほうから、近隣の市から、それぞれ教員をということで、北の台中学校所属の教員が1名、こちらのほうに派遣をされている形となっております。

○委員（平出恵子君）

わかりました。ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑がないようですので、第4号報告及び第5号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第6 第6号報告 綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第6号報告 綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について」、ご説明いたします。

報告書の8ページをご覧ください。

学校嘱託医7名及び学校薬剤師2名の令和5年3月31日付け辞職等に伴い、新たに学校嘱託医及び学校薬剤師を令和5年4月1日付で委嘱しましたので、ご報告させていただくものでございます。新たに委嘱いたします学校嘱託医8名及び学校薬剤師2名につきましては、2の委嘱の表に記載のとおりでございます。

9ページをご覧ください。

3の担当校変更の表のとおり、学校嘱託医2名の担当校を変更しております。なお、2番の学校嘱託医 河合裕美氏につきましては、担当校が中学校5校から、綾瀬中学校、城山中学校、及び春日台中学校の3校に変更となりましたことから、2の委嘱の表8番の大谷朝子氏を新たに、綾北中学校、及び北の台中学校の学校嘱託医として委嘱しております。

また、報告資料の6ページから8ページに、令和5年4月1日現在の名簿を掲載してございますので、参考にさせていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第6号報告に関しまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

学校薬剤師の職務について詳しく教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

薬剤師の職務についてご説明させていただきます。

学校薬剤師につきましては、学校保健安全法第23条で、その役割についての規定がございます。役割につきましては、学校の環境衛生に関する指導助言を行うとなっております。学校の環境衛生につきましては具体的に申し上げますと、換気、採光、照明、そういったところの指導助言という形になります。

年に1回、各学校を回っていただいて、その辺の指導助言をしていただいているところでございます。以上です。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

環境衛生なのですね。他は、いかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

例えば薬剤師のほうで、保健室にある薬の選定とか、そういうのには一切関わってないのですか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

そうですね、先ほど申し上げた学校保健安全法の中には、その辺の役割といったところは規定がございませんが、もしかしら養護教諭と薬剤師の中で、そういった相談というところは、実態としてはあるかなと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

(質疑等の有無確認)

○教育長 (袴田毅君)

質疑がないようですので、第6号報告を終了いたします。

○教育長 (袴田毅君)

「日程第7 第7号報告 産業医の委嘱の報告について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いします。

○教育部長 (長谷川裕司君)

それでは、「第7号報告 産業医の委嘱の報告について」、ご説明いたします。

報告書の10ページをご覧ください。

令和5年度におきましても、綾瀬小学校の常時在籍する教職員が50名以上となりますことから、労働安全衛生法第13条の規定に基づき、産業医を選任するものでございます。

座間・綾瀬医師会から推薦をいただき、令和5年4月1日付けで、令和4年度に引き続き、伊藤 薫氏を委嘱いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

以上で報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 (袴田毅君)

それでは、第7号報告に関しまして、質疑等がございましたらお願いたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者 (田中恵吾君)

非常勤の職員も含まれての50人以上でしょうか。そこがまずひとつ。

それと、産業医が巡回していると思いますが、具体的な職務というか、役割を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いたします。

○教育長 (袴田毅君)

学校教育課長。

○学校教育課長 (堺千津子君)

常時在籍する職員が50名以上ということで、綾瀬小学校の場合には令和5年度、53名、昨年度52名ということです。

産業医の役割についてのお尋ねでございますが、衛生委員会が毎月1回、学校のほうにおいて、産業医の巡視等を行っていただいているところです。特に、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで、先生に幾つか助言をいただいたという報告

をいただいています。

あとは職員のメンタルヘルスですとか、そういったことも、相談をしたという報告を受けております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

他に、質疑はございますか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑がないようですので、第7号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議4月定例会を閉会いたします。

午後2時3分 閉会